

務	00	01	10年
(令和17年3月末まで保存)			

生 企 第 4 4 9 号
 令 和 7 年 3 月 6 日

生 活 安 全 企 画 課 長 殿
 各 警 察 署 長

青 森 県 警 察 本 部 長

審査基準等の改定について

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和6年法律第48号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく「審査基準」及び「処分基準」のうち、「猟銃若しくは空気銃若しくはクロスボウの所持許可の取消し又は当該許可を一部の用途が当該許可に含まれないものに変更すること（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第11条第5項）」の処分基準を改定したほか、所要の改定を実施したことから、令和6年11月8日付け生企第313号「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う審査基準等の改定について」で規定された「審査基準」及び「処分基準」の各該当部分、「許認可一覧表」及び「不利益処分一覧表」をそれぞれ差し替えの上、今後の運用とすることとする。

担当：生活安全企画課
 営業・危険物係

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 6 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 4 条第 1 項
処 分 の 概 要：銃砲等又は刀剣類の所持の許可
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条第 1 項、第 4 条第 3 項（許可）、第 4 条の 2（許可の申請）、第 5 条（許可の基準）、第 5 条の 2（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例） 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第 4 条（産業の用途に供するため必要な銃砲）、第 5 条（銃砲等の所持が許可される試験又は研究）、第 6 条（拳銃等の所持が許可される運動競技会等）、第 7 条（運動競技用信号銃等の所持が許可される運動競技会等）、第 8 条（指導用空気銃の所持が許可される運動競技会）、第 10 条（空気銃の所持が許可される 18 歳未満の射撃競技選手に係る運動競技会等）、第 11 条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）、第 12 条（銃砲等の構造又は機能の基準）、第 13 条（猟銃等講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者）、第 14 条（猟銃の所持が許可される 20 歳未満の者についての推薦）、第 15 条（人の生命又は身体を害する罪等）、第 16 条（現に所持している猟銃と同種類の猟銃の所持が許可される射撃競技選手に係る射撃競技等）、第 17 条（猟銃の所持の許可の基準の特例）、第 18 条（ライフル銃の所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等）、第 19 条（指導用空気拳銃の所持が許可される射撃競技指導員に係る運動競技会等）、第 20 条（クロスボウ講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 1 条（届出及び申請の手続）、第 9 条（申請書の様式等）、第 10 条（申請書に添付する医師の診断書）、第 11 条（申請書の添付書類）、第 19 条（猟銃又は空気銃の構造又は機能の基準） 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第四号に規定する政令で定める者が行う推薦の数を定める規則 猟銃の口径の長さの特例に関する規則 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第五条第二号の銃砲の範囲を定める命令
審 査 基 準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：35 日
申 請 先：あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
問 い 合 わ せ 先：あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
備 考：

審 査 基 準：

1 所持目的

- (1) 銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項各号の「用途に供するため」とは、当該用途に供しようという主観的意図の具備にとどまらず、当該用途に供することの適法性、実現可能性等も伴うものであることを要する。
したがって、例えば次のような場合は、許可されない。
- 当該用途に係る業務等が他の法令等により許されない場合
 - 申請者が当該用途に係る業務等に携わることが他の法令等により許されない場合
 - 当該用途に係る業務等の実施計画が具体化していない場合
 - 標的射撃の用途に係るクロスボウの所持許可申請において、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第82条の4の基準を満たす危害予防上必要な措置が執られている場所を確保する具体的計画がないなど、当該用途での使用が具体化していない場合
- (2) 法第4条第1項第9号の「これに類する催し」とは、申請に係る催しが博覧会と同様、期間を限って開催されるものであること、公開性を有するものであること等を必要とする趣旨である。
- (3) 法第4条第1項第10号の「これに類する施設」とは、申請に係る施設が博物館と同様、常設的なものであること、公開性を有するものであること等を必要とする趣旨である。

2 物的基準

許可申請に係る銃砲等又は刀剣類が、法定の欠格要件に該当しないものであるほか、1（1）との関係上、当該用途に供するための機能が備わっており、かつ、当該用途に供する上で不必要に過大な機能が備わっていない等、当該用途に供することが、社会通念上許容されるものであることを必要とする。

3 人的基準

法定の欠格事由のうち、

- (1) 法第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。
- (2) 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。
- 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。
- 注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げるものをいう。
- (3) 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けようとする者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持の許可を受けようとする者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。
- (4) 法第5条第5項の基準の適用については、同条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合に限り、許可するものとする。

審 査 基 準

令和6年11月8日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第4条の4第1項
処 分 の 概 要：許可に係る銃砲等又は刀剣類の確認
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の4第1項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第17条第1項（確認の手続）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：1日
申 請 先：あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
問 い 合 わ せ 先：あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
備 考：

審 査 基 準

令和6年11月8日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第5条の3第3項
処 分 の 概 要：猟銃等講習会の講習修了証明書の書換え又は再交付
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第22条（講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：3日（書換えにあつては1日）
申 請 先：あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
問 い 合 わ せ 先：あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
備 考：

審 査 基 準

令和6年11月8日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第5条の3の2第3項
処 分 の 概 要：クロスボウ講習会の講習修了証明書の書換え又は再交付
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3の2第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第22条（講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：3日（書換えにあつては1日）
申 請 先：あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
問 い 合 わ せ 先：あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
備 考：

審 査 基 準

令和6年11月8日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第5条の4第3項
処 分 の 概 要：技能検定合格証明書の書換え又は再交付
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第3項（猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会）、第5条の4第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第22条（講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）、第25条（合格証明書の書換え又は再交付の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：3日（書換えにあつては1日）
申 請 先：あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
問 い 合 わ せ 先：あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
備 考：

審 査 基 準

令和6年11月8日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第5条の5第3項
処 分 の 概 要：技能講習修了証明書の書換え又は再交付
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第3項（猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会）、第5条の5第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第22条（講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）、第29条（技能講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：3日（書換えにあっては1日）
申 請 先：あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
問 い 合 わ せ 先：あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
備 考：

審 査 基 準

令和6年11月8日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第6条第1項
処 分 の 概 要：国際競技に参加する外国人に対する所持許可
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の2（第2項を除く。）（許可の申請）、第6条第1項・第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第9条（申請書の様式等）、第11条（申請書の添付書類）
審 査 基 準： 銃砲刀剣類所持等取締法第6条第1項中「銃砲等又は刀剣類を使用する国際競技」とは、オリンピック競技大会、アジア競技大会、世界射撃選手権大会、近代五種競技世界選手権大会等国際的な規模で開催される運動競技会における銃砲等又は刀剣類を使用する競技をいうが、おおむね次のような基準によって国際競技であるか否かを決定する。 ① 競技に参加する競技者が、その競技種目に関し全国を統括している競技団体の責任の下に参加するものであること ② 日本国がその競技に参加するものであること
標 準 処 理 期 間：14日
申 請 先：あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：

審 査 基 準

令和6年11月8日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第7条第2項
処 分 の 概 要：許可証の書換え又は再交付
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第32条（許可証の書換への申請）、第33条（許可証の再交付の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：5日（書換えにあつては3日）
申 請 先：あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
問 い 合 わ せ 先：あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
備 考：

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 6 日作成

法 令 名：	銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：	第 7 条の 3 第 1 項
処 分 の 概 要：	猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の更新
原権者（委任先）：	青森県公安委員会
法 令 の 定 め：	銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条の 2（許可の申請）、第 5 条第 1 項第 2 号～第 1 8 号、第 2 項～第 5 項（許可の基準）、第 5 条の 2（第 6 項を除く。）（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例）、第 7 条の 3 第 1 項 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第 1 1 条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）、第 1 2 条（銃砲等の構造又は機能の基準）、第 1 3 条（猟銃等講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者）、第 1 4 条（猟銃の所持が許可される 2 0 歳未満の者についての推薦）、第 1 5 条（人の生命又は身体を害する罪等）、第 1 6 条（現に所持している猟銃と同種類の猟銃の所持が許可される射撃競技選手に係る射撃競技等）、第 1 7 条（猟銃の所持の許可の基準の特例）、第 1 8 条（ライフル銃の所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等）、第 2 0 条（クロスボウ講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 1 条（届出及び申請の手続）、第 9 条（申請書の様式等）、第 1 0 条（申請書に添付する医師の診断書）、第 1 1 条（申請書の添付書類）、第 1 9 条（猟銃又は空気銃の構造又は機能の基準）、第 3 4 条（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新の手続） 猟銃の口径の長さの特例に関する規則 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則
審 査 基 準：	別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：	定めない。銃砲刀剣類所持等取締法第 7 条の 3 及び同法施行規則第 3 4 条の規定による。
申 請 先：	あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
問 い 合 わ せ 先：	あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
備 考：	

審 査 基 準：

法定の人的欠格事由のうち、

- 1 法第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。
- 2 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。
注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。
注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げるものをいう。
- 3 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持の許可を受けた者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。
- 4 法第5条第5項の基準の適用については、同条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合に限り、許可を更新するものとする。

審 査 基 準

令和6年11月8日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の2第1項
処 分 の 概 要：指定射撃場の指定
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項（許可の基準）、第5条の2第2項第2号・第3号（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例）、第9条の2第1項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続） 指定射撃場の指定に関する内閣府令第2条（射撃を行う銃砲の種類による指定射撃場の種類）、第3条（指定射撃場の種類ごとの区分）、第4条（位置に関する基準）、第5条（構造設備の基準）、第6条（設置者の基準）、第6条の2（管理者の基準）、第8条・第9条（指定射撃場の管理方法の基準）、第10条（申請の手続） 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則
審 査 基 準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：35日
申 請 先：射撃場の所在地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
問 い 合 わ せ 先：射撃場の所在地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
備 考：

審 査 基 準：

- 1 設置者及び管理者に係る法定の人的欠格事由のうち、
 - (1) 法第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。
 - (2) 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。
 - 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。
 - 注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げるものをいう。
 - (3) 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持の許可を受けた者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。
- 2 指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年総理府令第46号）第6条の2第2号の規定に該当する者とは、射撃を行おうとする者の銃砲や実包が、指定に係る種類の銃砲及びその銃砲に使用する実包であるか否かの識別、当該銃砲への実包の正しい装填手順の確認等ができるなど、射撃場の適正な管理に必要な銃砲と実包に関する知識を有している者をいう。
- 3 同府令第6条の2第3号の規定に該当する者とは、指定に係る種類の銃砲の射撃に習熟し、かつ適正な射撃動作に関する知識等射撃中の危害防止のために必要な知識を有している者をいう。

審 査 基 準

令和 6 年 1 1 月 8 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 9 条の 3 第 1 項
処 分 の 概 要：猟銃等射撃指導員の指定
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 3 第 1 項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 1 条（届出及び申請の手続）、第 1 2 条（推薦等）、第 4 2 条（猟銃等射撃指導員の基準）、第 4 3 条（射撃指導員の指定の申請の手続）
審 査 基 準： 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 4 2 条第 1 項各号について、面接、試験、関係公益法人からの推薦等の方法により審査を行い、全てに適合していれば指定を行う。 なお、同規則に定める猟銃等射撃指導員の指定の基準中 （１）「銃砲、火薬類及び狩猟に関する法令」とは、銃砲刀剣類所持等取締法、武器等製造法、火薬類取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の法律、これらに基づく命令及びこれらに基づく行政庁の処分を指す。 （２）「相当な人格識見」とは、猟銃等の射撃に関するものにとどまらず、社会生活全般におけるそれを指す。 （３）「相当な知識」、「相当に習熟」とは、一般的な知識、技能にとどまらず、指導の相手方の個別具体的事案に即して指導可能な程度に知識、技能を有するという趣旨である。
標 準 処 理 期 間：3 5 日
申 請 先：あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
問 い 合 わ せ 先：あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
備 考：

審 査 基 準

令和6年11月8日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の3の2第1項
処 分 の 概 要：クロスボウ射撃指導員の指定
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3の2第1項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第42条の2（クロスボウ射撃指導員の基準）、第43条（射撃指導員の指定の申請の手続）
審 査 基 準： 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条の2各号について、面接、試験等の方法により審査を行い、全てに適合していれば指定を行う。 なお、同規則に定めるクロスボウ射撃指導員の指定の基準中 （1）「クロスボウに関する法令」とは、銃砲刀剣類所持等取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の法律、これらに基づく命令及びこれらに基づく行政庁の処分を指す。 （2）「相当な人格識見」とは、クロスボウの射撃に関するものにとどまらず、社会生活全般におけるそれを指す。 （3）「相当な知識」、「相当に習熟」とは、一般的な知識、技能にとどまらず、指導の相手方の個別具体的事案に即して指導可能な程度に知識、技能を有するという趣旨である。
標 準 処 理 期 間：35日
申 請 先：あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
問 い 合 わ せ 先：あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
備 考：

審 査 基 準

令和6年11月8日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の4第1項
処 分 の 概 要：教習射撃場の指定
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の4第1項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第47条（教習射撃場の管理者及び管理方法の基準）、第49条（教習射撃指導員の基準）、第50条（教習射撃場の指定の申請の手続）
審 査 基 準： 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第47条第1号の「必要な知識」とは、教習射撃場の管理に必要な法令、当該射撃場の指定に係る種類の銃砲及びその実包並びにその射撃動作等に関する知識をいい、「経験」とは、射撃場の運営業務、射撃、射撃指導等の経験をいう。
標 準 処 理 期 間：30日
申 請 先：射撃場の所在地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
問 い 合 わ せ 先：射撃場の所在地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
備 考：

審 査 基 準

令和7年3月6日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の5第2項
処 分 の 概 要：射撃教習を受ける資格の認定
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の2（許可の申請）、第5条第1項第2号～第18号、同第5項（許可の基準）、第5条の2第1項・第2項・第4項・第5項（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例）、第5条の4第1項（技能検定）、第9条の5第2項・第4項 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第11条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）、第13条（猟銃等講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者）、第14条（猟銃の所持が許可される20歳未満の者についての推薦）、第15条（人の生命又は身体を害する罪等）、第18条（ライフル銃の所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第9条（申請書の様式等）、第10条（申請書に添付する医師の診断書）、第11条（申請書の添付書類） 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則
審 査 基 準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：30日
申 請 先：あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
問 い 合 わ せ 先：あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
備 考：

審 査 基 準：

法定の人的欠格事由のうち、

- 1 法第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。
- 2 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。
注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。
注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げるものをいう。
- 3 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持の許可を受けた者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。
- 4 法第5条第5項の基準の適用については、同条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合に限り、射撃教習を受ける資格を認定するものとする。

審 査 基 準

令和6年11月8日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の5第4項
処 分 の 概 要：教習資格認定証の書換え又は再交付
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第3項（猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会）、第9条の5第4項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第22条（講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）、第56条（教習資格認定証の書換え又は再交付の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：3日（書換えにあつては1日）
申 請 先：あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
問 い 合 わ せ 先：あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
備 考：

審 査 基 準

令和6年11月8日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の9第1項
処 分 の 概 要：練習射撃場の指定
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の9第1項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第47条第1号・第2号ハ（教習射撃場の管理者及び管理方法の基準）、第63条（練習射撃場の管理者及び管理方法の基準）、第50条（教習射撃場の指定の申請の手続）、第64条（練習射撃場の指定の申請の手続）
審 査 基 準： 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第47条第1号の「必要な知識」とは、練習射撃場の管理に必要な法令、当該射撃場の指定に係る種類の銃砲及びその実包並びにその射撃動作等に関する知識をいい、「経験」とは、射撃場の運営業務、射撃、射撃指導等の経験をいう。
標 準 処 理 期 間：30日
申 請 先：射撃場の所在地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
問 い 合 わ せ 先：射撃場の所在地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
備 考：

審 査 基 準

令和7年3月6日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の10第2項
処 分 の 概 要：射撃練習を行う資格の認定
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の2（許可の申請）、第5条第1項・第5項（許可の基準）、第5条の2第1項・第2項・第4項・第5項（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例）、第5条の4第1項（技能検定）、第9条の10第2項・第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第6条（拳銃等の所持が許可される運動競技会等）、第10条（空気銃の所持が許可される18歳未満の射撃競技選手に係る運動競技会等）、第11条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）、第13条（猟銃等講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者）、第14条（猟銃の所持が許可される20歳未満の者についての推薦）、第15条（人の生命又は身体を害する罪等）、第18条（ライフル銃の所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第9条（申請書の様式等）、第10条（申請書に添付する医師の診断書）、第11条（申請書の添付書類） 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則
審 査 基 準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：30日
申 請 先：あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
問 い 合 わ せ 先：あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
備 考：

審 査 基 準：

法定の人的欠格事由のうち、

- 1 法第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。
- 2 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。
注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。
注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げるものをいう。
- 3 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持の許可を受けた者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。
- 4 法第5条第5項の基準の適用については、同条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合に限り、射撃練習を受ける資格を認定するものとする。

審 査 基 準

令和6年11月8日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の10第3項
処 分 の 概 要：練習資格認定証の書換え又は再交付
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第3項（猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会）、第9条の10第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第22条（講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）、第70条（練習資格認定証の書換え又は再交付の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：3日（書換えにあつては1日）
申 請 先：あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
問 い 合 わ せ 先：あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
備 考：

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 6 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 9 条の 1 3 第 1 項
処 分 の 概 要：年少射撃資格の認定
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 5 条第 1 項第 2 号～第 1 8 号（許可の基準）、第 9 条の 1 3 第 1 項、第 9 条の 1 4 第 1 項（年少射撃資格の認定のための講習会） 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第 3 5 条（年少射撃資格の認定を受けて空気銃を所持することができる射撃競技選手に係る運動競技会等） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 1 条（届出及び申請の手続）、第 7 5 条（年少射撃資格認定申請書）、第 7 6 条（年少射撃資格認定申請書の添付書類等） 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則
審 査 基 準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：3 0 日
申 請 先：あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
問 い 合 わ せ 先：あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
備 考：

審 査 基 準：

- 1 法第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。
- 2 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。
注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。
注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げるものをいう。
- 3 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持の許可を受けた者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。
- 4 法第9条の13第1項の「猟銃等射撃指導員の監督を受けて当該許可に係る空気銃を所持しようとする者」とは、監督を行おうとする猟銃等射撃指導員が確定していることを要する。

審 査 基 準

令和6年11月8日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の13第3項
処 分 の 概 要：年少射撃資格認定証の書換え又は再交付
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項（許可証）、第9条の13第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第32条（許可証の書換えの申請）、第78条（年少射撃資格認定証の書換えの申請）、第79条（年少射撃資格認定証の再交付の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：5日（書換えにあつては3日）
申 請 先：あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
問 い 合 わ せ 先：あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
備 考：

審 査 基 準

令和6年11月8日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の14第3項
処 分 の 概 要：年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第3項（猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会）、第9条の14第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第22条（講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）、第82条（年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：3日（書換えにあつては1日）
申 請 先：あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
問 い 合 わ せ 先：あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
備 考：

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 6 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 9 条の 1 6 第 1 項
処 分 の 概 要：クロスボウ射撃資格の認定
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条の 2（許可の申請）、第 5 条第 1 項・第 5 項（許可の基準）、第 9 条の 1 6 第 1 項・第 2 項 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第 1 1 条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 1 条（届出及び申請の手続）、第 9 条（申請書の様式等）、第 1 0 条（申請書に添付する医師の診断書）、第 1 1 条（申請書の添付書類） 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則
審 査 基 準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：3 0 日
申 請 先：あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
問 い 合 わ せ 先：あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
備 考：

審 査 基 準：

- 1 法第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。
- 2 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。
注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。
注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げるものをいう。
- 3 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持の許可を受けた者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。
- 4 法第5条第5項の基準の適用については、同条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合に限り、クロスボウ射撃資格を認定するものとする。

審 査 基 準

令和6年11月8日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の16第2項
処 分 の 概 要：クロスボウ射撃資格認定証の書換え又は再交付
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第3項（猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会）、第9条の16第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第82条の3（クロスボウ射撃資格認定証の書換え又は再交付の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：3日（書換えにあつては1日）
申 請 先：あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
問 い 合 わ せ 先：あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
備 考：

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 6 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法施行令
根 拠 条 項：第 3 1 条第 2 項
処 分 の 概 要：国際競技に参加する外国人に対する許可の期間
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第 3 1 条第 2 項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 1 条（届出及び申請の手続）、第 3 0 条（許可の期間の延長）
審 査 基 準： 当該外国人の参加に係る国際競技の日程変更等の理由により、許可の期間を超えて当該銃砲等又は刀剣類を所持する必要がある場合に、許可の期間を延長する。
標 準 処 理 期 間：2 日
申 請 先：あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：

審 査 基 準

令和6年11月8日作成

法 令 名：火薬類取締法
根 拠 条 項：第17条第1項
処 分 の 概 要：猟銃用火薬類等の譲渡又は譲受の許可
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 火薬類取締法第17条第1項第1号～第3号、第5号～第6号、同第2項（譲渡又は譲受の許可）、同第50条の2（猟銃用火薬類の特則） 火薬類取締法施行令第12条（政令で定める火薬） 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第2条（譲渡の許可の申請）、同第3条（譲受けの許可の申請）、同第4条（無許可譲受数量）、同第13条（申請及び届出の手続き）
審 査 基 準： 銃砲を所持又は輸入しない者が実包を譲受けようとする場合等火薬類の譲渡又は譲受の目的が明らかでないときや火薬類を犯罪に使用するおそれがあるとき等、当該火薬類に係る事件、事故等が発生する危険性が認められる場合は許可しない。
標 準 処 理 期 間：3日
申 請 先：あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
問 い 合 わ せ 先：あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
備 考：

審 査 基 準

令和6年11月8日作成

法 令 名：火薬類取締法
根 拠 条 項：第17条第8項
処 分 の 概 要：譲渡許可証又は譲受許可証の再交付
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 火薬類取締法第17条第8項（譲渡許可証等の再交付の申請）、同第50条の2（猟銃用火薬類等の特則） 火薬類取締法施行令第12条（政令で定める火薬） 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第7条第1項（譲渡許可証等の再交付の申請）、同第13条（申請及び届出の手続）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：1日
申 請 先：許可証を交付した警察署生活安全課又は刑事生活安全課
問 い 合 わ せ 先：許可証を交付した警察署生活安全課又は刑事生活安全課
備 考：

審 査 基 準

令和6年11月8日作成

法 令 名：火薬類取締法
根 拠 条 項：第19条第4項
処 分 の 概 要：運搬証明書の再交付
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 火薬類取締法第17条第8項、同第19条第4項（運搬証明書の再交付の申請） 火薬類の運搬に関する内閣府令第5条（運搬証明書の再交付の申請）、同第8条（運搬の届出等の経由）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：1日
申 請 先：運搬証明書を交付した警察署生活安全課又は刑事生活安全課
問 い 合 わ せ 先：運搬証明書を交付した警察署生活安全課又は刑事生活安全課
備 考：

審 査 基 準

令和6年11月8日作成

法 令 名：火薬類取締法
根 拠 条 項：第24条第1項
処 分 の 概 要：猟銃用火薬類等の輸入の許可
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 火薬類取締法第24条第1項・第2項（猟銃用火薬類等の輸入の許可）、同第50条の2（猟銃用火薬類等の特則） 火薬類取締法施行令第12条（政令で定める火薬） 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第3条第2項・第3項、同第9条第1項（輸入の許可の申請）、同第13条（申請及び届出の手続）
審 査 基 準： 銃砲を所持又は輸入しない者が実包を輸入しようとする場合等火薬類の輸入の目的が明らかでないときや火薬類を犯罪に使用するおそれがあるとき等、当該火薬類に係る事件、事故等が発生する危険性が認められる場合は許可しない。
標 準 処 理 期 間：5日
申 請 先：猟銃用火薬類等の陸揚地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：

審 査 基 準

令和6年11月8日作成

法 令 名：火薬類取締法
根 拠 条 項：第25条第1項
処 分 の 概 要：猟銃用火薬類等の消費の許可
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 火薬類取締法第25条第1項・第2項（猟銃用火薬類等の消費の許可）、同第50条の2（猟銃用火薬類等の特則）、 火薬類取締法施行令第12条（政令で定める火薬） 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第3条第2項・第3項、同第11条（消費の許可の申請）、同第12条（無許可消費数量）、同第13条（申請及び届出の手続）
審 査 基 準： 当該火薬類の爆発又は燃焼が、 (1) 人の生命、身体又は財産に直接又は間接に危険を生じさせるおそれがあるとき (2) 他の法令で禁止されているとき 等公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがあるときは、許可しない。
標 準 処 理 期 間：5日
申 請 先：あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
問 い 合 わ せ 先：あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
備 考：

審 査 基 準

令和6年11月8日作成

法 令 名：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
根 拠 条 項：第59条第9項
処 分 の 概 要：運搬証明書の書換え
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令第5条（運搬証明書の記載事項の変更）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：2日
申 請 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：

審 査 基 準

令和6年11月8日作成

法 令 名：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
根 拠 条 項：第59条第10項
処 分 の 概 要：運搬証明書の再交付
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令第6条（運搬証明書の再交付）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：2日
申 請 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：

審 査 基 準

令和6年11月8日作成

法 令 名：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令
根 拠 条 項：第21条
処 分 の 概 要：運搬証明書の書換え
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第21条（運搬証明書の書換え）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：2日
申 請 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：

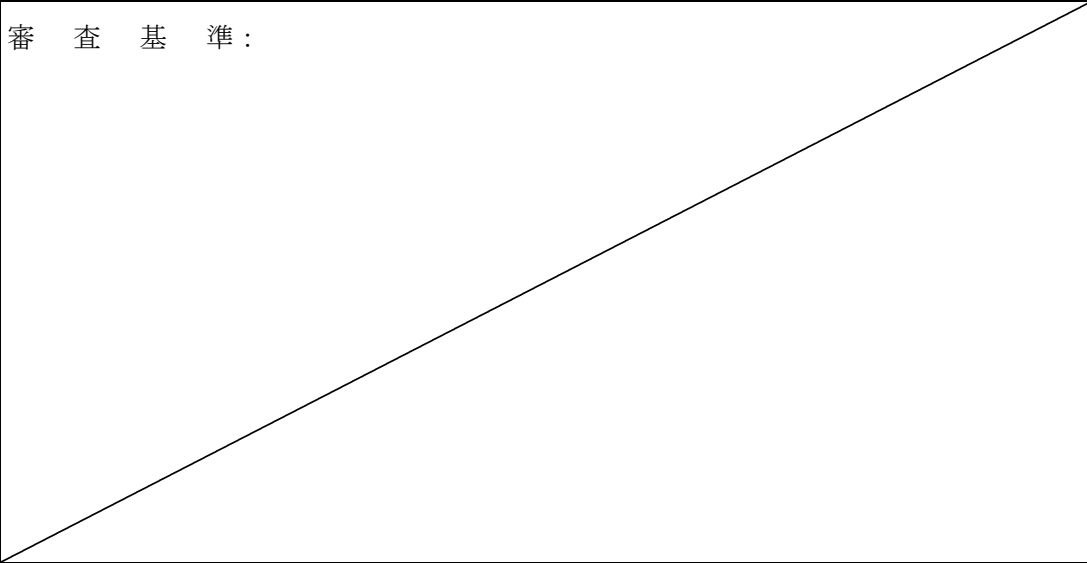
審 査 基 準

令和6年11月8日作成

法 令 名：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令
根 拠 条 項：第22条
処 分 の 概 要：運搬証明書の再交付
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第22条（運搬証明書の再交付）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：2日
申 請 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：

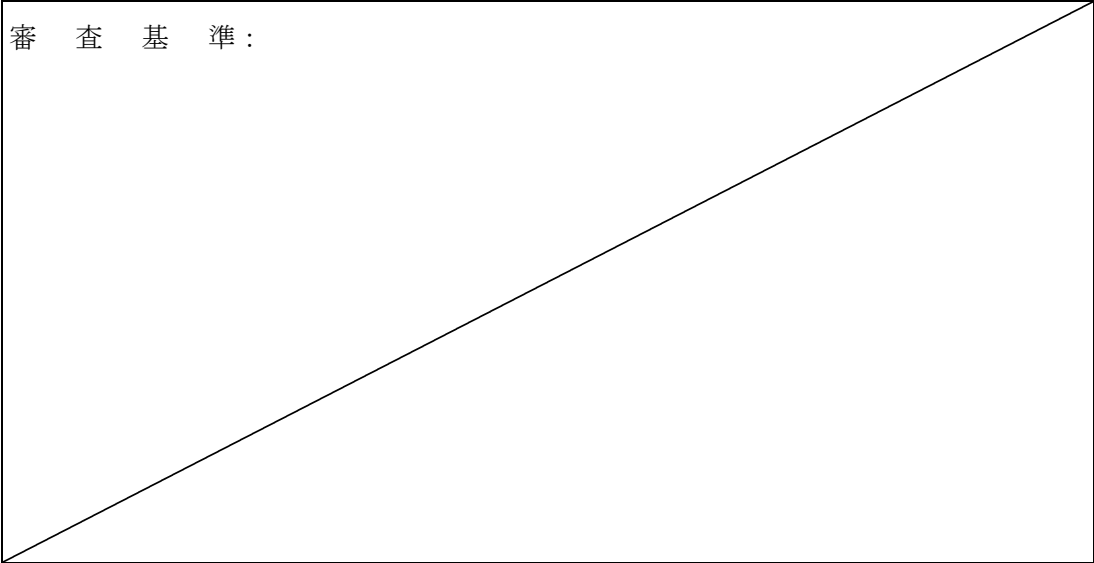
審 査 基 準

令和6年11月8日作成

法 令 名：化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令
根 拠 条 項：第3条の2
処 分 の 概 要：運搬証明書の書換え
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 化学兵器の禁止及び特定物資の規制等に関する法律第17条第5項（運搬証明書の書換え）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間：2日
申 請 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：

審 査 基 準

令和6年11月8日作成

法 令 名：化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令
根 拠 条 項：第3条の3
処 分 の 概 要：運搬証明書の再交付
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第17条第5項（運搬証明書の再交付）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間：2日
申 請 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：

許認可等一覧表（都道府県警察関係分）

令和7年3月6日

法令名	No.	根拠条項	処 分 の 概 要	行 政 庁		適用除外	審査 基準	標準 期間
				原権者	委任先			
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風俗営業等適正化法） 〔C23-122〕	1	3-1	風俗営業の許可（第4条第3項の適用がない場合に限る。）	21	21		○	イ
	2	-1	風俗営業の許可（第4条第3項の適用がある場合に限る。）	21	21		○	イ
	3	5-4	許可証の再交付	21	21		ア	○
	4	7-1	風俗営業の相続の承認	21	21		○	○
	5	-5	相続の承認による許可証の書換え	21	21		ア	○
	6	7の2-1	風俗営業者たる法人の合併の承認	21	21		○	○
	7	-3	法人の合併による許可証の書換え	21	21		ア	○
	8	7の3-1	風俗営業者たる法人の分割の承認	21	21		○	○
	9	-3	法人の分割による許可証の書換え	21	21		ア	○
	10	9-1	営業所の構造又は設備の変更の承認	21	21		ア	イ
	11	-4	許可証の書換え	21	21		ア	○
	12	10の2-1	特例風俗営業者の認定	21	21		○	イ
	13	-5	認定証の再交付	21	21		ア	○
	14	20-10	遊技機の増設、交替その他の変更の承認	21	21		ア	イ
	15	31-2	店舗型風俗営業の営業停止の標章の取り除き	21	21		ア	エ
	16	-3	店舗型風俗営業の営業停止の標章の取り除き	21	21		ア	エ
	17	31の6-3	受付所営業の営業停止の標章の取り除き	21	21		ア	エ
	18	31の16-2	店舗型電話異性紹介営業の営業停止の標章の取り除き	21	21		ア	エ
	19	-3	店舗型電話異性紹介営業の営業停止の標章の取り除き	21	21		ア	エ
	20	31の22	特定遊興飲食店営業の許可 (第31条の23において準用する第4条第3項の適用がない場合に限る。)	21	21		○	イ
	21	31の22	特定遊興飲食店営業の許可 (第31条の23において準用する第4条第3項の適用がある場合に限る。)	21	21		○	イ
	22	31の23	許可証の再交付	21	21		ア	○
	23	31の23	特定遊興飲食店営業の相続の承認	21	21		○	○
	24	31の23	相続の承認による許可証の書換え	21	21		ア	○
	25	31の23	特定遊興飲食店営業者たる法人の合併の承認	21	21		○	○
	26	31の23	法人の合併による許可証の書換え	21	21		ア	○
	27	31の23	特定遊興飲食店営業者たる法人の分割の承認	21	21		○	○
	28	31の23	法人の分割による許可証の書換え	21	21		ア	○
	29	31の23	営業所の構造又は設備の変更の承認	21	21		ア	イ
	30	31の23	許可証の書換え	21	21		ア	○
	31	31の23	特例特定遊興飲食店営業者の認定	21	21		○	イ
	32	31の23	認定証の再交付	21	21		ア	○
	33	39-1	都道府県風俗環境浄化協会の指定	21	なし		ウ	ウ
銃砲刀剣類所持等取締法 〔C33-006〕	1	4-1	銃砲等又は刀剣類の所持の許可	21	21		○	○
	2	4の4-1	許可に係る銃砲等又は刀剣類の確認	21	21		ア	○
	3	5の3-3	猟銃等講習会の講習修了証明書の書換え又は再交付	21	21		ア	○
	4	5の3の2-3	クロスボウ講習会の講習修了証明書の書換え又は再交付	21	21		ア	○
	5	5の4-3	技能検定合格証明書の書換え又は再交付	21	21	3-1⑩	ア	○

	6	505-3	技能講習修了証明書の書換え又は再交付	2 1	2 1		ア	○
	7	6-1	国際競技に参加する外国人に対する所持許可	2 1	2 1		○	○
	8	7-2	許可証の書換え又は再交付	2 1	2 1		ア	○
	9	703-1	猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の更新	2 1	2 1		○	ア
	10	902-1	指定射撃場の指定	2 1	2 1		○	○
	11	903-1	猟銃等射撃指導員の指定	2 1	2 1		○	○
	12	90302-1	クロスボウ射撃指導員の指定	2 1	2 1		○	○
	13	904-1	教習射撃場の指定	2 1	2 1		○	○
	14	905-2	射撃教習を受ける資格の認定	2 1	2 1		○	○
	15	905-4	教習資格認定証の書換え又は再交付	2 1	2 1		ア	○
	16	909-1	練習射撃場の指定	2 1	2 1		○	○
	17	9010-2	射撃練習を行う資格の認定	2 1	2 1		○	○
	18	9010-3	練習資格認定証の書換え又は再交付	2 1	2 1		ア	○
	19	9013-1	年少射撃資格の認定	2 1	2 1		○	○
	20	9013-3	年少射撃資格認定証の書換え又は再交付	2 1	2 1		ア	○
	21	9014-3	年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付	2 1	2 1		ア	○
	22	9016-1	クロスボウ射撃資格の認定	2 1	2 1		○	○
	23	9016-2	クロスボウ射撃資格認定証の書換え又は再交付	2 1	2 1		ア	○
銃砲刀剣類取締法施行令 [J 3 3 - 0 3 3]	1	31-2	国際競技に参加する外国人に対する許可の期間	2 1	2 1		○	○
風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律施行規則（風俗営業等適性化法施行規則） [Q 6 0 - 0 0 1]	1	45	店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付	2 1	2 1		ア	○
	2	55-2	無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付	2 1	2 1		ア	○
	3	61-2	映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の再交付	2 1	2 1		ア	○
	4	66-2	店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付	2 1	2 1		ア	○
	5	72-2	無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付	2 1	2 1		ア	○
火薬類取締法 [C 2 5 - 1 4 9]	1	17-1	猟銃用火薬類等の譲渡し又は譲受けの許可	2 1	2 1		○	○
	2	-8	譲渡許可証又は譲受許可証の再交付	2 1	2 1		ア	○
	3	19-4	運搬証明書の再交付	2 1	2 1		ア	○
	4	24-1	猟銃用火薬類等の輸入の許可	2 1	2 1		○	○
	5	25-1	猟銃用火薬類等の消費の許可	2 1	2 1		○	○
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法） [C 3 2 - 1 6 6]	1	59-9	運搬証明書の書換え	2 1	なし		ア	○
	2	-10	運搬証明書の再交付	2 1	なし		ア	○
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令 [K 0 7 - 1 9 2]	1	302	運搬証明書の書換え	2 1	なし		ア	○
	2	303	運搬証明書の再交付	2 1	なし		ア	○

感染症の予防及び感染症の患者に対する 医療に関する法律施行令 〔 K 1 0 － 4 2 0 〕	1	21	運搬証明書の書換え 運搬証明書の再交付	2 1	なし		ア	○
	2	22		2 1	なし		ア	○

処 分 基 準

令和6年11月8日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第4条の3第2項
処 分 の 概 要：認知症に係る指定医の診断書の提出命令
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条（許可）、第4条の3第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第15条（認知機能の低下の状況を判断する基準）
処 分 基 準： 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第15条の基準に該当する場合は、認知症に係る専門医の診断書が既に提出されている場合等を除き、指定する医師の診断を受け、当該医師の診断書を提出することを命ずる。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：

処 分 基 準

令和6年11月8日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第4条の4第2項
処 分 の 概 要：許可猟銃等に係る打刻命令
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号（許可）、第4条の4第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第18条（打刻命令）
処 分 基 準： 銃番号が打刻されていない場合、銃番号が3桁以下である場合、既に同一の銃番号の猟銃等がある場合等は、打刻を命ずる。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：

処 分 基 準

令和 6 年 1 1 月 8 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 4 条の 4 第 3 項
処 分 の 概 要：許可クロスボウに係る表示措置命令
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条第 1 項第 1 号（許可）、第 4 条の 4 第 3 項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 1 8 条の 2（表示措置命令）
処 分 基 準： 所持許可に係るクロスボウに製造番号等固有の番号が刻印されていない場合、製造番号等固有の番号が刻印されているものの容易に消失するおそれがある場合等は、クロスボウ番号標の貼付けによる表示措置を命ずる。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：

処 分 基 準

令和6年11月8日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第8条第7項
処 分 の 概 要：銃砲等又は刀剣類の提出命令
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第8条第6項・第7項
処 分 基 準： 当該銃砲等又は刀剣類が犯罪に使用されるおそれがある場合等、危害を予防する必要があると認めるとき、又は許可が失効した日から起算して50日を経過したときは、銃砲等又は刀剣類の提出を命じ、これを仮領置する。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：

処 分 基 準

令和 6 年 1 1 月 8 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 9 条の 2 第 2 項
処 分 の 概 要：指定射撃場の指定の解除
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 5 条第 1 項（許可の基準）、第 5 条の 2 第 2 項第 2 号・第 3 号（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例）、第 9 条の 2 第 1 項（指定射撃場の指定）・第 2 項 指定射撃場の指定に関する内閣府令第 2 条（射撃を行う銃砲の種類による指定射撃場の種類）、第 3 条（指定射撃場の種類ごとの区分）、第 4 条（位置に関する基準）、第 5 条（構造設備の基準）、第 6 条（設置者の基準）、第 6 条の 2（管理者の基準）、第 8 条・第 9 条（指定射撃場の管理方法の基準）、第 1 4 条（指定の解除）
処 分 基 準：別紙のとおり
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：

処 分 基 準：

指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和３７年総理府令第４６号）に定める基準に適合しなくなった場合は、原則として指定を解除することとするが、短期間のうちに基準に適合するように改善等することが見込まれ、かつ、それまでの間、休業等の措置を執ろうとする場合には、解除しないことができる。

なお、指定射撃場の指定に関する内閣府令の基準の解釈等は次のとおり。

- 1 同府令第６条の２第１号に掲げる事由のうち、
 - （１）法第５条第１項第９号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。
 - （２）法第５条第１項第１７号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。
 - 注１ 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に掲げるものをいう。
 - 注２ 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成３年国家公安委員会規則第８号）に掲げるものをいう。
 - （３）法第５条第１項第１８号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。
- 2 同府令第６条の２第２号の規定に該当する者とは、射撃を行おうとする者の銃砲や実包が、指定に係る種類の銃砲及びその銃砲に使用する実包であるか否かの識別、当該銃砲への実包の正しい装填手順の確認等ができるなど、射撃場の適正な管理に必要な銃砲と実包に関する知識を有している者をいう。
- 3 同府令第６条の２第３号の規定に該当する者とは、指定に係る種類の銃砲の射撃に習熟し、かつ適正な射撃動作に関する知識等射撃中の危害防止のために必要な知識を有している者をいう。

処 分 基 準

令和6年11月8日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の3第2項
処 分 の 概 要：猟銃等射撃指導員の指定の解除
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3第1項（猟銃等射撃指導員）・第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条（猟銃等射撃指導員の基準）
処 分 基 準： 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条第1項各号について、その適合性の有無を判断し、いずれかの項目に不適合と判明すれば、指定を解除する。 なお、同規則に定める猟銃等射撃指導員の指定の基準中 （1）「銃砲、火薬類及び狩猟に関する法令」とは、銃砲刀剣類所持等取締法、武器等製造法、火薬類取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の法律、これらに基づく命令及びこれらに基づく行政庁の処分を指す。 （2）「相当な人格識見」とは、猟銃等の射撃に関するものにとどまらず、社会生活全般におけるそれを指す。 （3）「相当な知識」、「相当に習熟」とは、一般的な知識、技能にとどまらず、指導の相手方の個別具体的事案に即して指導可能な程度に知識、技能を有するという趣旨である。 これらは、指定時の水準を基準として判断するのではなく、解除の判断を行う時点での水準を基準として判断する。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：

処 分 基 準

令和 6 年 1 1 月 8 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 9 条の 3 の 2 第 2 項
処 分 の 概 要：クロスボウ射撃指導員の指定の解除
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 3 の 2 第 1 項（クロスボウ射撃指導員）・第 2 項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 4 2 条の 2（クロスボウ射撃指導員の基準）
処 分 基 準： 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 4 2 条の 2 各号について、その適合性の有無を判断し、いずれかの項目に不適合と判明すれば、指定を解除する。 なお、同規則に定めるクロスボウ射撃指導員の指定の基準中 （１）「クロスボウに関する法令」とは、銃砲刀剣類所持等取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の法律、これらに基づく命令及びこれらに基づく行政庁の処分を指す。 （２）「相当な人格識見」とは、クロスボウの射撃に関するものにとどまらず、社会生活全般におけるそれを指す。 （３）「相当な知識」、「相当に習熟」とは、一般的な知識、技能にとどまらず、指導の相手方の個別具体的事案に即して指導可能な程度に知識、技能を有するという趣旨である。 これらは、指定時の水準を基準として判断するのではなく、解除の判断を行う時点での水準を基準として判断する。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：

処 分 基 準

令和6年11月8日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の4第3項
処 分 の 概 要：教習射撃指導員の解任の命令
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の4第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第53条（教習射撃指導員の解任の命令）
処 分 基 準： 射撃成績の水増し等、その業務に関する不正や法令等の違反を行った教習射撃指導員に、そのまま射撃教習を続けさせることが、適正な射撃教習の実施に支障を来すと認められる場合は、教習射撃場の管理者に対し、その解任を命ずる。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：

処分基準

令和6年11月8日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 9 条の 5 第 3 項
処 分 の 概 要：教習資格の認定の取消し
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 5 条第 1 項第 2 号～第 1 8 号・第 5 項（許可の基準）、 第 5 条の 2 第 1 項・第 2 項・第 4 項・第 5 項（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの 許可の基準の特例）、第 5 条の 4 第 1 項（技能検定）、第 9 条の 5 第 3 項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 3 6 条（許可証等の返納の手続）
処 分 基 準：別紙のとおり
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：

処 分 基 準：

法定の取消事由のうち、

- 1 法第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。
- 2 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。
注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。
注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げるものをいう。
- 3 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。
- 4 法第5条第5項の基準の適用については、同条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合以外は、教習資格の認定を取り消す。

処 分 基 準

令和 6 年 1 1 月 8 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 9 条の 6 第 3 項
処 分 の 概 要：教習用備付け銃に係る打刻命令
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 6 第 3 項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 1 8 条（打刻命令）
処 分 基 準： 銃番号が打刻されていない場合、銃番号が 3 桁以下である場合、既に同一の銃番号の猟銃等がある場合等は、打刻を命ずる。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：

処 分 基 準

令和 6 年 1 1 月 8 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 9 条の 7 第 3 項
処 分 の 概 要：教習用備付け銃に関する措置命令
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 7 第 3 項
処 分 基 準： 当該教習用備付け銃の保管が基準に適合していない場合は、法第 9 条の 8 第 1 項第 4 号の規定により教習射撃場の指定の解除を行う場合を除き、是正に通常必要と認められる期間を定め、保管の設備又は方法を基準に適合するよう改善すべき旨の命令を行うものとする。 その他危害予防上必要がある場合（保管基準を遵守してもなお危害発生のおそれがある場合に限る。）については、管理者が通常受忍すべきと認められる範囲において、是正に通常必要と認められる期間を定め、危害予防上必要な措置を執るべき旨の命令を行うものとする。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：

処 分 基 準

令和 6 年 1 1 月 8 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 9 条の 8 第 1 項
処 分 の 概 要：教習射撃場の指定の解除、教習修了証明書の交付禁止
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 4 第 1 項～第 3 項（教習射撃場の指定等）、第 9 条の 5 第 5 項（射撃教習）、第 9 条の 6（教習用備付け銃）、第 9 条の 7 第 2 項～第 5 項（教習用備付け銃の管理）、第 9 条の 8 第 1 項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 6 1 条（教習射撃場の指定の解除）、第 6 2 条（教習修了証明書の交付の禁止）
処 分 基 準： 法第 9 条の 8 第 1 項各号の事由につき、当該違反等に起因する実害の発生の有無、当該違反等の是正の見込み、過去における同種の違反等の有無、社会的に非難されるべき程度等を考慮し、解除等の処分を量定する。 なお、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 4 7 条第 1 号の「必要な知識」とは、教習射撃場の管理に必要な法令、当該射撃場の指定に係る種類の銃砲及びその実包並びにその射撃動作等に関する知識をいい、「経験」とは、射撃場の運營業務、射撃、射撃指導等の経験をいう。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：

処 分 基 準

令和 6 年 1 1 月 8 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 9 条の 8 第 2 項
処 分 の 概 要：教習射撃場の指定の解除
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 4 第 1 項（教習射撃場の指定）、第 9 条の 8 第 1 項（教習射撃場の指定の解除等）・第 2 項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 6 1 条（教習射撃場の指定の解除）
処 分 基 準： 教習修了証明書の交付の禁止に対する違反については、違反の態様が特に軽微であり、再発のおそれがないと確実に認められる場合等を除き、教習射撃場の指定を解除するものとする。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：

処 分 基 準

令和 6 年 1 1 月 8 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 9 条の 9 第 2 項
処 分 の 概 要：練習射撃指導員の解任の命令
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 4 第 3 項（教習射撃指導員の解任の命令）、第 9 条の 9 第 2 項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 5 3 条（教習射撃指導員の解任の命令）、第 6 7 条（練習射撃指導員の解任の命令）
処 分 基 準： 練習資格認定証に記載された銃種以外の銃種の猟銃を射撃練習者に撃たせる等、その業務に関する不正や法令等の違反を行った練習射撃指導員に、そのまま射撃練習に対する指導又は助言を続けさせることが、適正な射撃練習の実施に支障を来すと認められる場合、又は射撃練習を行おうとする年少射撃資格者に対し練習用備付け銃による射撃の指導を行う練習射撃指導員として指名を受けた場合において、当該指名に係る年少射撃資格者が当該練習射撃指導員の監督に従わないで練習用備付け銃を所持したときで、年少射撃資格者のした行為に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合は、練習射撃場の管理者に対し、その解任を命ずる。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：

処分基準

令和6年11月8日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 9 条の 1 0 第 3 項
処 分 の 概 要：練習資格の認定の取消し
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 5 条第 1 項第 2 号～第 1 8 号・第 5 項（許可の基準）、 第 5 条の 2 第 1 項・第 2 項・第 4 項・第 5 項（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの 許可の基準の特例）、第 5 条の 4 第 1 項（技能検定）、第 9 条の 5 第 3 項（射撃教 習）、第 9 条の 1 0 第 3 項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 3 6 条（許可証等の返納の手続）
処 分 基 準：別紙のとおり
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：

処 分 基 準：

法定の取消事由のうち、

- 1 法第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。
- 2 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。
注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。
注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げるものをいう。
- 3 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。
- 4 法第5条第5項の基準の適用については、同条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合以外は、練習資格の認定を取り消す。

処 分 基 準

令和 6 年 1 1 月 8 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 9 条の 1 1 第 2 項
処 分 の 概 要：練習用備付け銃に係る打刻命令
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 6 第 3 項（番号又は記号の打刻）、第 9 条の 1 1 第 2 項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 1 8 条（打刻命令）
処 分 基 準： 銃番号が打刻されていない場合、銃番号が 3 桁以下である場合、既に同一の銃番号の猟銃等がある場合等は、打刻を命ずる。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：

処 分 基 準

令和 6 年 1 1 月 8 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 9 条の 1 1 第 2 項
処 分 の 概 要：練習用備付け銃に関する措置命令
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 7 第 3 項（教習用備付け銃に関する措置命令）、第 9 条の 1 1 第 2 項
処 分 基 準： 当該練習用備付け銃の保管が基準に適合していない場合は、法第 9 条の 1 2 第 1 項第 5 号の規定により指定の解除を行う場合を除き、是正に通常必要と認められる期間を定め、保管の設備又は方法を基準に適合するよう改善すべき旨の命令を行うものとする。 その他危害予防上必要がある場合（保管基準を遵守してもなお危害発生のおそれがある場合に限る。）については、管理者が通常受忍すべきと認められる範囲において、是正に通常必要と認められる期間を定め、危害予防上必要な措置を執るべき旨の命令を行うものとする。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：

処 分 基 準

令和 6 年 1 1 月 8 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 9 条の 1 2 第 1 項
処 分 の 概 要：練習射撃場の指定の解除
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 4 第 2 項・第 3 項（教習射撃場の指定等）、第 9 条の 6 第 2 項・第 3 項（教習用備付け銃）、第 9 条の 7 第 2 項～第 5 項（教習用備付け銃の管理）、第 9 条の 9（練習射撃場の指定等）、第 9 条の 1 1（練習用備付け銃）、第 9 条の 1 2 第 1 項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 7 4 条（練習射撃場の指定の解除）
処 分 基 準： 法第 9 条の 1 2 第 1 項各号の事由につき、当該違反等に起因する実害の発生の有無、当該違反等の是正の見込み、過去における同種の違反等の有無、社会的に非難されるべき程度等を考慮し、解除の適否を判断する。 なお、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 4 7 条第 1 号の「必要な知識」とは、練習射撃場の管理に必要な法令、当該射撃場の指定に係る種類の銃砲及びその実包並びにその射撃動作等に関する知識をいい、「経験」とは、射撃場の運營業務、射撃、射撃指導等の経験をいう。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：

処 分 基 準

令和6年11月8日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の16第2項
処 分 の 概 要：クロスボウ射撃資格の認定の取消し
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項・第5項（許可の基準）、第9条の5第3項（射撃教習）、第9条の16第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第36条（許可証等の返納の手続）
処 分 基 準：別紙のとおり
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：

処 分 基 準：

法定の取消事由のうち、

- 1 法第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。
- 2 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。
注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。
注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げるものをいう。
- 3 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。
- 4 法第5条第5項の基準の適用については、同条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合以外は、クロスボウ射撃資格の認定を取り消す。

処 分 基 準

令和 6 年 1 1 月 8 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 1 0 条の 6 第 6 項
処 分 の 概 要：保管に係る銃砲に関する措置命令
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 7 第 3 項（教習用備付け銃に関する措置命令）、第 1 0 条の 4 第 1 項（銃砲の保管）、第 1 0 条の 6 第 6 項
処 分 基 準： 当該銃砲の保管が法第 1 0 条の 4 第 2 項又は第 3 項に違反している場合は、法第 1 1 条第 1 項第 1 号の規定により許可の取消しを行う場合を除き、是正に通常必要と認められる期間を定め、保管の設備又は方法を基準に適合するよう改善すべき旨の命令を行うものとする。 その他危害予防上必要がある場合（保管基準を遵守してもなお危害発生のおそれがある場合に限る。）については、所持者が通常受認すべきと認められる範囲において、是正に通常必要と認められる期間を定め、危害予防上必要な措置を執るべき旨の命令を行うものとする。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：

処 分 基 準

令和 6 年 1 1 月 8 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 1 0 条の 8 第 2 項
処 分 の 概 要：猟銃等保管業者に対する措置命令
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 7 第 3 項（教習用備付け銃に関する措置命令）、 第 1 0 条の 8 第 1 項（猟銃又は空気銃の保管の委託）・第 2 項
処 分 基 準： 当該保管の委託を受けた銃砲の保管が基準に適合していない場合は、是正に通常必要と認められる期間を定め、保管の設備又は方法を基準に適合するよう改善すべき旨の命令を行うものとする。 その他危害予防上必要がある場合（保管基準を遵守してもなお危害発生のおそれがある場合に限る。）については、保管業者が通常受忍すべきと認められる範囲において、是正に通常必要と認められる期間を定め、危害予防上必要な措置を執るべき旨の命令を行うものとする。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：

処 分 基 準

令和 6 年 1 1 月 8 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 1 0 条の 8 第 3 項
処 分 の 概 要：猟銃等保管業者の業務の廃止命令、停止命令
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 7 第 3 項（教習用備付け銃に関する措置命令）、 第 1 0 条の 8 第 1 項～第 3 項（猟銃又は空気銃の保管の委託）
処 分 基 準： 猟銃等保管業者が、法第 1 0 条の 8 第 2 項において準用する法第 9 条の 7 第 3 項の規定による命令に応じなかった場合に、当該命令違反等に起因する実害の発生の有無、当該違反等の是正の見込み、過去における同種の違反等の有無、社会的に非難されるべき程度等を考慮し、業務の廃止命令等の処分を量定する。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：

処 分 基 準

令和 6 年 1 1 月 8 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 1 0 条の 8 の 2 第 2 項
処 分 の 概 要：クロスボウ保管業者に対する措置命令
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 7 第 3 項（教習用備付け銃に関する措置命令）、 第 1 0 条の 8 の 2 第 1 項（クロスボウの保管の委託）・第 2 項
処 分 基 準： 当該保管の委託を受けたクロスボウの保管が基準に適合していない場合は、是正に通常必要と認められる期間を定め、保管の設備又は方法を基準に適合するよう改善すべき旨の命令を行うものとする。 その他危害予防上必要がある場合（保管基準を遵守してもなお危害発生のおそれがある場合に限る。）については、保管業者が通常受忍すべきと認められる範囲において、是正に通常必要と認められる期間を定め、危害予防上必要な措置を執るべき旨の命令を行うものとする。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：

処 分 基 準

令和 6 年 1 1 月 8 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 1 0 条の 8 の 2 第 3 項
処 分 の 概 要：クロスボウ保管業者の業務の廃止命令、停止命令
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 7 第 3 項（教習用備付け銃に関する措置命令）、 第 1 0 条の 8 の 2 第 1 項～第 3 項（クロスボウの保管の委託）
処 分 基 準： クロスボウ保管業者が、法第 1 0 条の 8 の 2 第 2 項において準用する法第 9 条の 7 第 3 項の規定による命令に応じなかった場合に、当該命令違反等に起因する実害の発生の有無、当該違反等の是正の見込み、過去における同種の違反等の有無、社会的に非難されるべき程度等を考慮し、業務の廃止命令等の処分を量定する。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：

処 分 基 準

令和 6 年 1 1 月 8 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 1 0 条の 9 第 1 項
処 分 の 概 要：所持許可を受けた者に対する指示
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条（許可）、第 6 条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、第 1 0 条の 9 第 1 項 火薬類取締法第 5 0 条の 2 第 1 項（猟銃用火薬類等の特則） 火薬類取締法施行令第 1 2 条（猟銃用火薬等）
処 分 基 準： 銃砲刀剣類所持等取締法第 1 0 条の 9 第 1 項に定める法律等に違反し、かつ、銃砲等又は刀剣類について適正な取扱いを行っていないと認めるときで、 ・ その違反行為が比較的軽微である ・ 違反行為が反復して行われておらず、営利性、計画性も認められない ・ 違反行為の再発防止が期待できる 等の条件を満たす場合は、危害予防上必要な措置を執るべきことを指示する。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：

処 分 基 準

令和 6 年 1 1 月 8 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 1 0 条の 9 第 2 項
処 分 の 概 要：年少射撃資格者に対する指示
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 3 条第 1 項第 4 号の 8（所持の禁止）、第 4 条第 1 項第 5 号の 2（所持許可）、第 1 0 条の 9 第 2 項
処 分 基 準： 銃砲刀剣類所持等取締法等に違反し、かつ、空気銃について適正な取扱いを行っていないと認めるときで、 ・ その違反行為が比較的軽微である ・ 違反行為が反復して行われておらず、営利性、計画性も認められない ・ 違反行為の再発防止が期待できる 等の条件を満たす場合は、危害予防上必要な措置を執るべきことを指示する。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：

処 分 基 準

令和 6 年 1 1 月 8 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 1 1 条第 1 項
処 分 の 概 要：銃砲等又は刀剣類の所持許可の取消し
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条（許可）、第 6 条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、第 4 条第 2 項（条件）、第 5 条第 1 項第 2 号～第 6 号、第 1 2 号・第 1 3 号、第 1 5 号～第 1 8 号（許可の基準）、第 5 条の 2 第 2 項第 2 号・第 3 号、第 4 項第 1 号（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例）、第 1 1 条第 1 項
処 分 基 準： 第 1 1 条第 1 項第 1 号の場合については、当該違反に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、許可を取り消すものとする。 なお、法定の人的欠格事由のうち、 1 法第 5 条第 1 項第 1 7 号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注 1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に掲げるものをいう。 注 2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成 3 年国家公安委員会規則第 8 号）に掲げるものをいう。 2 法第 5 条第 1 項第 1 8 号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：

処 分 基 準

令和 6 年 1 1 月 8 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 1 1 条第 2 項
処 分 の 概 要：銃砲等又は刀剣類の所持許可の取消し
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条（許可）、第 6 条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、第 5 条第 5 項（許可の基準）、第 1 1 条第 2 項
処 分 基 準： 法第 5 条第 1 項第 3 号から第 5 号まで又は第 1 5 号から第 1 8 号までに該当する同居の親族が生じた場合は、許可者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合を除き、許可を取り消すものとする。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：

処 分 基 準

令和 6 年 1 1 月 8 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 1 1 条第 3 項
処 分 の 概 要：銃砲等の所持許可の取消し
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 1 1 条第 3 項
処 分 基 準： 当該人命救助等に従事する者の所持に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、許可を取り消すものとする。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：

処 分 基 準

令和 6 年 1 1 月 8 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 1 1 条第 4 項
処 分 の 概 要：拳銃等又は猟銃の所持許可の取消し
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条（許可）、第 6 条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、第 1 1 条第 4 項 火薬類取締法第 5 0 条の 2 第 1 項（猟銃用火薬類等の特則） 火薬類取締法施行令第 1 2 条（猟銃用火薬等）
処 分 基 準： 当該違反に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、許可を取り消すものとする。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：

処 分 基 準

令和 7 年 3 月 6 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 1 1 条第 5 項
処 分 の 概 要：猟銃若しくは空気銃若しくはクロスボウの所持許可の取消し又は当該許可を一部の用途が当該許可に含まれないものに変更すること
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条第 1 項第 1 号（許可）、第 1 1 条第 5 項
処 分 基 準： 当該銃砲等を許可に係る用途（当該許可に係る用途が二以上である場合にあつては、その全部又は一部）に供していないことにつき、許可者に起因しないやむを得ない理由が認められる場合等を除き、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める処分をするものとする。 一 当該許可に係る用途（当該許可に係る用途が二以上である場合にあつては、その全部）に供していないと認める場合、当該許可を取り消すこと。 二 当該許可に係る用途が二以上である場合であつて、その一部に供していないと認めるときは、当該許可を、当該一部の用途が当該許可に係る用途に含まれないものに変更すること。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：

処 分 基 準

令和 6 年 1 1 月 8 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 1 1 条第 6 項
処 分 の 概 要：猟銃等射撃指導員の許可の取消し
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条第 1 項第 5 号の 2（許可）、第 1 1 条第 6 項
処 分 基 準： 年少射撃資格者が銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条第 1 項第 5 号の 2 の規定による許可を受けた猟銃等射撃指導員の監督に従わないで当該許可に係る空気銃を所持したときで、年少射撃資格者のした行為に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、許可を取り消すものとする。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：

処 分 基 準

令和 6 年 1 1 月 8 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 1 1 条第 7 項
処 分 の 概 要：クロスボウ射撃指導員の許可の取消し
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条第 1 項第 5 号の 3（許可）、第 1 1 条第 7 項
処 分 基 準： クロスボウ射撃資格者が銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条第 1 項第 5 号の 3 の規定による許可を受けたクロスボウ射撃指導員の監督に従わないで当該許可に係るクロスボウを所持したときで、クロスボウ射撃資格者のした行為に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、許可を取り消すものとする。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：

処 分 基 準

令和 6 年 1 1 月 8 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 1 1 条第 8 項
処 分 の 概 要：取消し前の銃砲等又は刀剣類の提出命令
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 1 1 条第 1 項～第 4 項、第 8 項（許可の取消し及び仮領置）、第 2 7 条第 1 項（提出命令）
処 分 基 準： 当該銃砲等又は刀剣類が犯罪に使用されるおそれがある場合等、危害を予防する必要があると認めるときは、銃砲等又は刀剣類の提出を命じ、これを仮領置する。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：

処 分 基 準

令和 6 年 1 1 月 8 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 1 1 条の 3 第 1 項
処 分 の 概 要：年少射撃資格の認定の取消し
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 5 条第 1 項第 2 号～第 6 号・第 1 2 号・第 1 3 号・第 1 5 号～第 1 8 号（許可の基準）、第 5 条の 2 第 2 項第 2 号・第 3 号（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例）、第 9 条の 1 3（年少射撃資格の認定）、第 1 1 条の 3 第 1 項
処 分 基 準： 法定の取消事由のうち、 1 法第 5 条第 1 項第 1 7 号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注 1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に掲げるものをいう。 注 2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成 3 年国家公安委員会規則第 8 号）に掲げるものをいう。 2 法第 5 条第 1 項第 1 8 号の「相当な理由」とは、年少射撃資格の認定を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該年少射撃資格者が、空気銃を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：

処 分 基 準

令和 6 年 1 1 月 8 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 1 1 条の 3 第 2 項
処 分 の 概 要：年少射撃資格の認定の取消し
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 1 3（年少射撃資格の認定）、第 1 1 条の 3 第 2 項
処 分 基 準： 年少射撃資格者による当該違反に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、認定を取り消すものとする。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：

処 分 基 準

令和 6 年 1 1 月 8 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 1 2 条の 3
処 分 の 概 要：調査のための受診命令
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条（許可）、第 6 条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、第 5 条第 1 項第 3 号～第 5 号（許可の基準）、第 9 条の 1 3 第 1 項第 1 号（年少射撃資格の認定）、第 1 2 条の 3
処 分 基 準： 法第 4 条若しくは第 6 条の許可を受けた者又は第 9 条の 1 3 の年少射撃資格の認定を受けた者が、法第 5 条第 1 項第 3 号～第 5 号に該当するかどうかを調査するため必要があると認めるときは、医師の診断を受けるべきことを命ずる。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：

処 分 基 準

令和 6 年 1 1 月 8 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 1 3 条の 3 第 1 項
処 分 の 概 要：調査を行う間における銃砲等又は刀剣類の提出命令
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条（許可）、第 6 条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、第 5 条第 1 項第 3 号～第 5 号・第 1 8 号（許可の基準）、第 1 2 条の 3（報告徴収等）、第 1 3 条の 2（公務所等への照会）、第 1 3 条の 3 第 1 項
処 分 基 準： 当該銃砲等又は刀剣類を用いて危害を引き起こされてしまうおそれがある場合等、一定の欠格事由に該当する疑いがある者に、調査を行う間、これらを保管させておくことが適当ではないと認めるときは、当該銃砲等又は刀剣類の提出を命ずるものとする。 なお、法第 5 条第 1 項第 1 8 号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：

処 分 基 準

令和 6 年 1 1 月 8 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 2 7 条第 1 項
処 分 の 概 要：銃砲等又は刀剣類の提出命令
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 3 条第 1 項（所持の禁止）、第 4 条（所持許可）、第 6 条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、第 1 0 条第 1 項（運搬、携帯の制限）、第 1 4 条（登録）、第 2 1 条（所持の態様についての制限）、第 2 7 条第 1 項
処 分 基 準： 当該銃砲等又は刀剣類の所持が本法の所持の禁止に違反している場合、不正な手段により許可又は登録を受けた場合、携帯違反について再発のおそれがある場合等は、提出を命ずるものとする。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：

処 分 基 準

令和6年11月8日作成

法 令 名：火薬類取締法
根 拠 条 項：第17条第3項
処 分 の 概 要：猟銃用火薬類の譲渡又は譲受の許可の取消し
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 火薬類取締法第17条第1項（譲渡又は譲受の許可）、第50条の2第1項（猟銃用火薬類等の特則）
処 分 基 準： 譲渡又は譲受の許可後に生じ、又は許可後に判明した事由により、当該火薬類の譲渡又は譲受に伴い、事件、事故等が発生する危険性が認められる場合は、引渡し前に限り、許可を取り消すものとする。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：

処 分 基 準

令和6年11月8日作成

法 令 名：火薬類取締法
根 拠 条 項：第25条第3項
処 分 の 概 要：猟銃用火薬類の消費の許可の取消し
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 火薬類取締法第25条第1項（消費）、第50条の2第1項（猟銃用火薬類等の特則）
処 分 基 準： 爆発又は燃焼の許可後に生じ、又は許可後に判明した事由により、当該火薬類の爆発又は燃焼に伴い、事件、事故等が発生する危険性が認められる場合は、爆発又は燃焼前に限り、許可を取り消すものとする。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：

不利益処分一覧表（都道府県警察関係分）

令和7年3月6日

法令名	No.	根拠条項	処 分 の 概 要	行 政 庁		処分基準
				原権者	委任先	
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風俗営業等適正化法） 〔C 2 3－1 2 2〕	1	3-2	風俗営業の許可の条件の付加及び変更	2 1	2 1	イ
	2	8	風俗営業の許可の取消し	2 1	2 1	○
	3	10の2-6	特例風俗営業者の認定の取消し	2 1	2 1	ア
	4	25	風俗営業者に対する指示	2 1	2 1	○
	5	26-1	風俗営業の許可の取消し、停止命令	2 1	2 1	○
	6	-2	飲食店営業の停止命令	2 1	2 1	○
	7	29	店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示	2 1	2 1	○
	8	30-1	店舗型性風俗特殊営業の停止命令	2 1	2 1	○
	9	-2	店舗型性風俗特殊営業の廃止命令	2 1	2 1	○
	10	-3	浴場営業等の停止命令	2 1	2 1	○
	11	31の4-1	無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示	2 1	2 1	○
	12	31の5-1	無店舗型性風俗特殊営業の停止命令	2 1	2 1	○
	13	-2	受付所営業の廃止命令	2 1	2 1	○
	14	31の6-2①	無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示	2 1	2 1	○
	15	②	無店舗型性風俗特殊営業の停止命令	2 1	2 1	○
	16	③	受付所営業の廃止命令	2 1	2 1	○
	17	31の9-1	映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する指示	2 1	2 1	○
	18	31の10	映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する年少者利用防止のための命令	2 1	2 1	○
	19	31の11-2①	映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する指示	2 1	2 1	○
	20	②	映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する年少者利用防止のための命令	2 1	2 1	○
	21	31の14	店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示	2 1	2 1	○
	22	31の15-1	店舗型電話異性紹介営業の停止命令	2 1	2 1	○
	23	-2	店舗型電話異性紹介営業の廃止命令	2 1	2 1	○
	24	31の19-1	無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示	2 1	2 1	○
	25	31の20	無店舗型電話異性紹介営業の停止命令	2 1	2 1	○
	26	31の21-2①	無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示	2 1	2 1	○
	27	②	無店舗型電話異性紹介営業の停止命令	2 1	2 1	○
	28	31の23	特定遊興飲食店営業の許可の条件の付加及び変更	2 1	2 1	イ
	29	31の23	特定遊興飲食店営業の許可の取消し	2 1	2 1	○
	30	31の23	特例特定遊興飲食店営業者の認定の取消し	2 1	2 1	ア
	31	31の24	特定遊興飲食店営業者に対する指示	2 1	2 1	○
	32	31の25-1	特定遊興飲食店営業の許可の取消し、停止命令	2 1	2 1	○
	33	-2	飲食店営業の停止命令	2 1	2 1	○
	34	34-1	飲食店営業者に対する指示	2 1	2 1	○
	35	-2	飲食店営業の停止命令	2 1	2 1	○
	36	35	興行場営業の停止命令	2 1	2 1	○
	37	35の2	特定性風俗物品販売等営業の停止命令	2 1	2 1	○
	38	35の4-1	接客業務受託営業を営む者に対する指示	2 1	2 1	○
	39	-2	接客業務受託営業の停止命令	2 1	2 1	○
	40	35の4-4①	接客業務受託営業を営む者に対する指示	2 1	2 1	○
	41	-4②	接客業務受託営業の停止命令	2 1	2 1	○
	42	39-3	都道府県風俗環境浄化協会に対する改善命令	2 1	なし	イ
	43	-4	都道府県風俗環境浄化協会の指定の取消し	2 1	なし	イ

銃砲刀剣類所持等取締法 [C 3 3 - 0 0 6]	1	4-2	銃砲等の許可の条件の付加及び変更	2 1	2 1	イ
	2	403-2	認知症に係る指定医の診断書の提出命令	2 1	2 1	○
	3	404-2	許可猟銃等に係る打刻命令	2 1	2 1	○
	4	404-3	許可クロスボウに係る表示措置命令	2 1	2 1	○
	5	8-7	銃砲等又は刀剣類の提出命令	2 1	2 1	○
	6	802-2	拳銃部品の提出命令	2 1	2 1	ア
	7	902-2	指定射撃場の指定の解除	2 1	2 1	○
	8	903-2	猟銃等射撃指導員の指定の解除	2 1	2 1	○
	9	90302-2	クロスボウ射撃指導員の指定の解除	2 1	2 1	○
	10	904-3	教習射撃指導員の解任の命令	2 1	2 1	○
	11	905-3	教習資格の認定の取消し	2 1	2 1	○
	12	906-3	教習用備付け銃に係る打刻命令	2 1	2 1	○
	13	907-3	教習用備付け銃に関する措置命令	2 1	2 1	○
	14	908-1	教習射撃場の指定の解除、教習修了証明書の交付禁止	2 1	2 1	○
	15	-2	教習射撃場の指定の解除	2 1	2 1	○
	16	-3	教習用備付け銃の提出命令	2 1	2 1	ア
	17	909-2	練習射撃指導員の解任の命令	2 1	2 1	○
	18	9010-3	練習資格の認定の取消し	2 1	2 1	○
	19	9011-2	練習用備付け銃に係る打刻命令	2 1	2 1	○
	20	-2	練習用備付け銃に関する措置命令	2 1	2 1	○
	21	9012-1	練習射撃場の指定の解除	2 1	2 1	○
	22	-2	練習用備付け銃の提出命令	2 1	2 1	ア
	23	9016-2	クロスボウ射撃資格の認定の取消し	2 1	2 1	○
	24	1006-6	保管に係る銃砲に関する措置命令	2 1	2 1	○
	25	1008-2	猟銃等保管業者に対する措置命令	2 1	2 1	○
	26	-3	猟銃等保管業者の業務の廃止命令、停止命令	2 1	2 1	○
	27	100802-2	クロスボウ保管業者に対する措置命令	2 1	2 1	○
	28	-3	クロスボウ保管業者の業務の廃止命令、停止命令	2 1	2 1	○
	29	1009-1	所持許可を受けた者に対する指示	2 1	2 1	○
	30	1009-2	年少射撃資格者に対する指示	2 1	2 1	○
	31	11-1	銃砲等又は刀剣類の所持許可の取消し	2 1	2 1	○
	32	-2	銃砲等又は刀剣類の所持許可の取消し	2 1	2 1	○
	33	-3	銃砲等の所持許可の取消し	2 1	2 1	○
	34	-4	拳銃等又は猟銃の所持許可の取消し	2 1	2 1	○
	35	-5	猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可の取消し又は当該許可を一部の用途が	2 1	2 1	○
	36	-6	当該許可に含まれないものに変更すること	2 1	2 1	○
	37	-7	猟銃等射撃指導員の許可の取消し	2 1	2 1	○
	38	-8	クロスボウ射撃指導員の許可の取消し	2 1	2 1	○
	39	-9	取消し前の銃砲等又は刀剣類の提出命令	2 1	2 1	ア
	40	1102-1	取消し後の銃砲等又は刀剣類の提出命令	2 1	2 1	ア
	41	-3	取消し前の拳銃部品の提出命令	2 1	2 1	ア
	42	1103-1	取消し後の拳銃部品の提出命令	2 1	2 1	○
	43	1103-2	年少射撃資格の認定の取消し	2 1	2 1	○
	44	1203	年少射撃資格の認定の取消し	2 1	2 1	○

	45	13の3-1	調査のための受診命令	2 1	2 1	○
	46	13の3-3	調査を行う間における銃砲等又は刀剣類の提出命令	2 1	2 1	ア
	47	25-1	調査を行う間における拳銃部品の提出命令	2 2	なし	ア
	48	27-1	本邦上陸者の銃砲等の提出命令 銃砲等又は刀剣類の提出命令	2 1	2 1	○
火薬類取締法 〔C 2 5－1 4 9〕	1	17-3	猟銃用火薬類等の譲渡又は譲受の許可の取消し	2 1	2 1	○
	2	19-2	火薬類の運搬方法等の指示	2 1	2 1	イ
	3	25-3	猟銃用火薬類等の消費の許可の取消し	2 1	2 1	○
	4	45	火薬類の運搬等に関する緊急措置	2 1	2 1	エ
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法） 〔C 3 2－1 6 6〕	1	59-6	核燃料物質等の運搬方法の指示	2 1	なし	イ
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（放射線障害防止法） 〔C 3 2－1 6 7〕	1	18-6	放射性同位元素等の運搬方法の指示	2 1	なし	イ
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（化学兵器禁止法） 〔D 0 7－0 6 5〕	1	17-2	特定物質の運搬方法の指示	2 1	なし	イ
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症予防法） 〔D 1 0－1 1 4〕	1	56の27-2	病原体等の運搬方法の指示	2 1	なし	イ